

# 各種助成金制度について

## 「業務改善助成金」のご案内

～ニーズに応えた低額のコースを新設～

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ

+

設備投資等

→ 賃金引上げ等に充てた費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください！

業務改善助成金 概要

## 概要

※令和3年2月1日より申請受付開始

| コース区分  | 引上げ額  | 引上げ対象労働者数 | 助成上限額 | 助成対象事業場   | 助成率                     |
|--------|-------|-----------|-------|---|-------------------------|
| 20円コース | 20円以上 | 1人        | 20万円  | 【事業場内最低賃金900円未満】<br>4/5 (※2)<br>5名超賃引上げ率以上の場合は<br>9/10 (※1) | 【事業場内最低賃金900円未満】<br>3/4 |
|        |       | 2～3人      | 30万円  |   |                         |
|        |       | 4～6人      | 50万円  |   |                         |
| 30円コース | 30円以上 | 1人        | 30万円  | 【事業場内最低賃金900円以上】<br>3/4<br>5名超賃引上げ率以上の場合は<br>4/5 (※1)       | 【事業場内最低賃金900円以上】<br>3/4 |
|        |       | 2～3人      | 50万円  |   |                         |
|        |       | 4～6人      | 70万円  |   |                         |
|        |       | 7人以上      | 100万円 |   |                         |

(※1) ここでの「生産性」とは、企業の決算書から算出した、労働費1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の電話の決算資料に基づく生産性と、その3年程度の決算資料に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合のみ、該当して支給されます。

(※2) 対象は、総経理経費900円未満の地域のうち事業場内最低賃金が900円未満の事業者です。（令和3年1月現在）北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、宮城、茨城、群馬、栃木、山梨、長野、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、奈良、和歌山、徳島、香川、高松、愛媛、高知、佐賀、長門、熊本、大分、福岡、鹿児島、沖縄の30府県。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

## 「非正規雇用労働者のキャリアアップを支援します」

### キャリアアップ助成金のご案内

キャリアアップ助成金は、非正規雇用労働者、契約期間延長、派遣期間延長、派遣先企業など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、**定年延長、再就職支援**の取組を実施した事業主に対して支給される助成金です。

| 助成内容     | 助成額       | 申請の条件                   | 支給の条件                   |
|----------|-----------|-------------------------|-------------------------|
| 定年延長コース  | ① 無期 → 有期 | 5万円 (2万円)               | 42万円 (34万円)             |
|          | ② 有期 → 有期 | 28万円 (36万円)             | 21万円 (27万円)             |
|          | ③ 有期 → 有期 | 28万円 (36万円)             | 21万円 (27万円)             |
| 再就職支援コース | ① 1人あたり   | 9万円 (12万円)              | 7万円 (9万円)               |
|          | ② 4～6人    | 19万円 (24万円)             | 14万円 (18万円)             |
|          | ③ 7～10人   | 28万円 (36万円)             | 19万円 (24万円)             |
| 再就職支援コース | ① 1人あたり   | 28万円 (36万円)             | 19万円 (24万円)             |
|          | ② 4～6人    | 9万円 (12万円)              | 7万円 (9万円)               |
|          | ③ 7～10人   | 14万円 (18万円)             | 9万円 (12万円)              |
| 再就職支援コース | ① 1人あたり   | 154,250円 (178,000円)     | 9,500円 (172,000円)       |
|          | ② 4～6人    | 497,500円 (584,000円)     | 373,250円 (472,000円)     |
|          | ③ 7～10人   | 1,492,500円 (1,780,000円) | 973,000円 (1,270,000円)   |
| 再就職支援コース | ① 1人あたり   | 38万円 (48万円)             | 28万円 (36万円)             |
|          | ② 4～6人    | 57万円 (72万円)             | 42万円 (54万円)             |
|          | ③ 7～10人   | 86万円 (108万円)            | 63万円 (81万円)             |
| 再就職支援コース | ① 1人あたり   | 38万円 (48万円)             | 28万円 (36万円)             |
|          | ② 4～6人    | 57万円 (72万円)             | 42万円 (54万円)             |
|          | ③ 7～10人   | 86万円 (108万円)            | 63万円 (81万円)             |
| 再就職支援コース | ① 1人あたり   | 18万円 (24万円)             | 14万円 (18万円)             |
|          | ② 4～6人    | 47万円 (60万円)             | 35万円 (45万円)             |
|          | ③ 7～10人   | 70万円 (90万円)             | 53万円 (68万円)             |
| 再就職支援コース | ① 1人あたり   | 274,000円 (374,000円)     | 174,000円 (274,000円)     |
|          | ② 4～6人    | 792,000円 (1,092,000円)   | 516,000円 (716,000円)     |
|          | ③ 7～10人   | 1,186,000円 (1,686,000円) | 770,000円 (1,270,000円)   |
| 再就職支援コース | ① 1人あたり   | 479,000円 (679,000円)     | 379,000円 (579,000円)     |
|          | ② 4～6人    | 1,437,000円 (2,037,000円) | 1,117,000円 (1,717,000円) |
|          | ③ 7～10人   | 2,155,000円 (3,055,000円) | 1,685,000円 (2,585,000円) |
| 再就職支援コース | ① 1人あたり   | 1,392,000円 (1,892,000円) | 976,000円 (1,276,000円)   |
|          | ② 4～6人    | 4,176,000円 (5,676,000円) | 2,928,000円 (3,928,000円) |
|          | ③ 7～10人   | 6,264,000円 (8,764,000円) | 4,392,000円 (5,892,000円) |
| 再就職支援コース | ① 1人あたり   | 1,392,000円 (1,892,000円) | 976,000円 (1,276,000円)   |
|          | ② 4～6人    | 4,176,000円 (5,676,000円) | 2,928,000円 (3,928,000円) |
|          | ③ 7～10人   | 6,264,000円 (8,764,000円) | 4,392,000円 (5,892,000円) |

◆ 生産性の向上が認められる場合は、最多労働者1人当たりの企業内最低賃金を算定対象とされます（11,000円/月）

◆ すべてのコースにおいて、定年延長コースが対象です。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

## 厚生労働省 都道府県労働局

助成金の対象期間を延長しました。  
(令和2年12月28日改定)

## 「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による 休暇取得支援助成金」をご活用ください

▶▶ 助成金の対象 ▶▶ 詳細は裏面をご覧ください

- ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

▶▶ 助成内容 ▶▶ 対象労働者1人当たり 有効休日数5日以上20日未満：25万円 ※1事業所当たり20人まで  
以降20日ごと16万円加算（上限額：100万円）

▶▶ 申請期間 ▶▶ 令和2年6月15日から令和3年5月31日まで  
※ 雇用保険被保険者の方向に、雇用保険被保険者以外の方向の申請はできません。

支給条件の詳細や具体的な手続、支給申請書のダウンロードはこちらから  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11685.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11685.html)

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）に  
本助成金及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の相談・申請窓口を稼働しています

| 都道府県 | 電話番号         | 都道府県 | 電話番号         | 都道府県 | 電話番号          |
|------|--------------|------|--------------|------|---------------|
| 北海道  | 011-759-2715 | 東京都  | 03-6883-1190 | 千葉県  | 077-623-1190  |
| 青森県  | 017-734-4211 | 神奈川県 | 045-211-7357 | 埼玉県  | 075-241-0504  |
| 岩手県  | 019-604-3010 | 新潟県  | 025-288-3511 | 東京都  | 06-6841-4630  |
| 宮城県  | 022-299-8844 | 富山県  | 076-432-2728 | 兵庫県  | 078-367-0530  |
| 秋田県  | 019-662-4844 | 石川県  | 076-262-4426 | 鳥取県  | 0742-32-0218  |
| 山形県  | 023-424-8228 | 福井県  | 0776-22-0221 | 徳島県  | 0776-488-1170 |
| 福島県  | 024-536-4608 | 山梨県  | 055-225-2851 | 香川県  | 0873-29-1701  |
| 茨城県  | 029-277-8295 | 岐阜県  | 056-223-0551 | 高知県  | 0852-29-7007  |
| 栃木県  | 028-633-2795 | 静岡県  | 054-245-1550 | 福岡県  | 090-224-7638  |
| 群馬県  | 027-866-4739 | 愛知県  | 054-254-4335 | 佐賀県  | 092-221-0247  |
| 千葉県  | 048-600-4210 | 和歌山県 | 065-857-1132 | 熊本県  | 098-995-0390  |
| 東京都  | 043-306-1840 | 徳島県  | 086-261-2978 | 沖縄県  | 098-968-4420  |

▶▶ 詳細はHPをご覧ください。国や都道府県労働局から、助成金の相談について電話等で相談することはありません。また、顔出し、口開き等の他の個人情報提供を個人の方向に電話等で行い合致することはありません。

厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

# 「業務改善助成金」のご案内

生産性を向上させ、「事業所内で最も低い賃金  
（事業所内最低賃金）」の引上げを図る  
中小企業・小規模事業者を支援する助成金です

## 助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、  
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）  
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した  
費用の一部を助成

### 「業務改善助成金」のご案内

～コースに応じた低額のコースを新設～

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

**助成金の概要** 事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、  
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）  
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ + 設備投資等 → 設備投資等に要した費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください！ [業務改善助成金](#)

※令和3年2月1日以上の申請受付開始

| コース区分  | 引上げ額  | 引上げ対象労働者数 | 助成上限額 | 助成対象事業場   | 助成率  |
|--------|-------|-----------|-------|---|--|
| 20円コース | 20円以上 | 1人        | 20万円  | 以下の2つの要件を満たす事業場<br>・事業場内最低賃金と<br>助成対象最低賃金の差額が<br>30万円以内<br>・事業場規模100人以下 | 【事業場内最低賃金<br>900円未満】<br>4/5 (※2)<br>※労務管理システム導入率は<br>9/10 (※1) |
|        |       | 2～3人      | 3     |   |  |
|        |       | 4～6人      | 50万円  |   |  |
|        |       | 7人以上      | 70万円  |   |  |
| 30円コース | 30円以上 | 1人        | 30万円  | 【事業場内最低賃金<br>900円以上】<br>3/4<br>※労務管理システム導入率は<br>4/5 (※1)                |  |
|        |       | 2～3人      | 50万円  |   |  |
|        |       | 4～6人      | 70万円  |   |  |
|        |       | 7人以上      | 100万円 |   |  |

(※1) ここでの「生産性」とは、企業の実績データから算出した、労働者1人あたりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の申請の決算年度に基づく生産性と、その3年前年度の実績データに基づく生産性を比較し、増分率が一定水準を超過している場合に、支給対象となります。

(※2) 対象は、特定助成対象額900円未満の地域のうち事業場内最低賃金が900円未満の事業者です。（令和3年1月現在）  
北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、  
三重、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、徳島、香取、岡山、広島、山口、徳島、高松、愛媛、高知、福岡、佐賀、熊本、大分、  
宮崎、鹿児島、沖縄の30都府県。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

## 助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、  
最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、  
提出した計画に  
沿って事業実施

労働局に  
事業実施結果  
を報告

審査

支給

※令和3年2月1日より申請受付開始

| コース区分  | 引上げ額  | 引き上げる労働者数 | 助成上限額 | 助成対象事業場   | 助成率  |   |   |
|--------|-------|-----------|-------|---|--|---|---|
| 20円コース | 20円以上 | 1人        | 20万円  | 以下の2つの要件を満たす事業場<br>・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内<br>・事業場規模100人以下 | 【事業場内最低賃金900円未満】<br><b>4 / 5</b> <sup>(※2)</sup><br>生産性要件を満たした場合は<br><b>9 / 10</b> <sup>(※1)</sup> |   |   |
|        |       | 2～3人      | 30万円  |   |  |   |   |
|        |       | 4～6人      | 50万円  |   |  |   |   |
|        |       | 7人以上      | 70万円  |   |  |   |   |
| 30円コース | 30円以上 | 1人        | 30万円  |   |  | 以下の2つの要件を満たす事業場<br>・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内<br>・事業場規模100人以下 | 【事業場内最低賃金900円以上】<br><b>3 / 4</b><br>生産性要件を満たした場合は<br><b>4 / 5</b> <sup>(※1)</sup> |
|        |       | 2～3人      | 50万円  |   |  |   |   |
|        |       | 4～6人      | 70万円  |   |  |   |   |
|        |       | 7人以上      | 100万円 |   |  |   |   |

## 参考：令和3年度の業務改善助成金について（予定）

| コース区分  | 引き上げる労働者数 | 助成上限額 | 助成対象事業場   | 助成率   |
|--------|-----------|-------|---|---|
| 20円コース | 1人        | 20万円  | 以下の2つの要件を満たす事業場<br>・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内<br>・事業場規模100人以下 | 【事業場内最低賃金<br>900円未満】<br><b>4 / 5</b><br>生産性要件を満たした場合は<br><b>9 / 10</b><br><br>【事業場内最低賃金<br>900円以上】<br><b>3 / 4</b><br>生産性要件を満たした場合は<br><b>4 / 5</b> |
|        | 2～3人      | 30万円  |   |   |
|        | 4～6人      | 50万円  |   |   |
|        | 7人以上      | 70万円  |   |   |
| 30円コース | 1人        | 30万円  |   |   |
|        | 2～3人      | 50万円  |   |   |
|        | 4～6人      | 70万円  |   |   |
|        | 7人以上      | 100万円 |   |   |
| 60円コース | 1人        | 60万円  |   |   |
|        | 2～3人      | 90万円  |   |   |
|        | 4～6人      | 150万円 |   |   |
|        | 7人以上      | 230万円 |   |   |
| 90円コース | 1人        | 90万円  |   |   |
|        | 2～3人      | 150万円 |   |   |
|        | 4～6人      | 270万円 |   |   |
|        | 7人以上      | 450万円 |   |   |

(※) 上記コースは、令和3年度予算の成立が前提のため、今後、変更される可能性がありますので、ご注意ください。

# キャリアアップ助成金のご案内

「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、**正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

非正規雇用労働者のキャリアアップを支援します！  
キャリアアップ助成金のご案内

※キャリアアップ助成金は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、**正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

| 助成内容   | 助成額       | ※1は定員の1/3以上の労働者         | ※2は定員の1/3未満の労働者         |
|--------|-----------|-------------------------|-------------------------|
| 定員内コース | ① 短期 → 定員 | 57万円 < 72万円             | 42万円 < 54万円             |
|        | ② 短期 → 短期 | 28万円 < 36万円             | 21万円 < 27万円             |
|        | ③ 短期 → 定員 | 28万円 < 36万円             | 21万円 < 27万円             |
| 定員外コース | ① 雇用期間の延長 | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり |
|        | ② 雇用期間の延長 | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり |
|        | ③ 雇用期間の延長 | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり |
| 定員内コース | ① 雇用期間の延長 | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり |
|        | ② 雇用期間の延長 | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり |
|        | ③ 雇用期間の延長 | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり |
| 定員外コース | ① 雇用期間の延長 | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり |
|        | ② 雇用期間の延長 | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり |
|        | ③ 雇用期間の延長 | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり |
| 定員内コース | ① 雇用期間の延長 | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり |
|        | ② 雇用期間の延長 | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり |
|        | ③ 雇用期間の延長 | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり |
| 定員外コース | ① 雇用期間の延長 | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり |
|        | ② 雇用期間の延長 | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり |
|        | ③ 雇用期間の延長 | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり |
| 定員内コース | ① 雇用期間の延長 | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり |
|        | ② 雇用期間の延長 | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり |
|        | ③ 雇用期間の延長 | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり |
| 定員外コース | ① 雇用期間の延長 | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり |
|        | ② 雇用期間の延長 | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり |
|        | ③ 雇用期間の延長 | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり | 1人あたり<br>1人あたり<br>1人あたり |

※ 定員の1/3以上の労働者に対して、正社員化の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。  
※ 定員の1/3未満の労働者に対して、正社員化の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

①

| 助成内容   | 助成額  | ※<>は生産性の向上が認められる場合の額 |                 |
|--|--|----------------------|-----------------|
|  |  | 中小企業の場合              | 大企業の場合          |
| 正社員化<br>コース<br><br>有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合（1人当たり） | ① 有期 → 正規  | 57万円<72万円>           | 42万7,500円<54万円> |
|  | ② 有期 → 無期  | 28万5,000円<36万円>      | 21万3,750円<27万円> |
|  | ③ 無期 → 正規  | 28万5,000円<36万円>      | 21万3,750円<27万円> |
|  | ※ 正規雇用労働者には「多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員）」を含みます。<br>※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者で直接雇用する場合、<br>①③：1人当たり28万5,000円<36万円>（大企業も同額）加算<br>※ 対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、<br>若しくは若者雇用促進法に基づく認定事業主であって、対象者が35歳未満の場合、<br>①：1人当たり9万5,000円<12万円>（大企業も同額）加算、<br>②③：4万7,500円<6万円>（大企業も同額）加算<br>※ 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、<br>①③：1事業所当たり9万5,000円<12万円>（大企業の場合、7万1,250円<9万円>）加算 |                      |                 |

②

賃金規定等  
改定コース

全て又は一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、昇給させた場合（対象労働者数に応じて、1事業所当たり）

## ① 全ての賃金規定等を2%以上増額改定

|                 |                    |                    |
|-----------------|--------------------|--------------------|
| 対象労働者数 1～3人     | 9万5,000円<12万円>     | 7万1,250円<9万円>      |
| 4～6人            | 19万円<24万円>         | 14万2,500円<18万円>    |
| 7～10人           | 28万5,000円<36万円>    | 19万円<24万円>         |
| 11～100人 * 1人当たり | 2万8,500円<3万6,000円> | 1万9,000円<2万4,000円> |

## ② 雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定

|                 |                    |                    |
|-----------------|--------------------|--------------------|
| 対象労働者数 1～3人     | 4万7,500円<60,000円>  | 3万3,250円<4万2,000円> |
| 4～6人            | 9万5,000円<12万円>     | 7万1,250円<9万円>      |
| 7～10人           | 14万2,500円<18万円>    | 9万5,000円<12万円>     |
| 11～100人 * 1人当たり | 1万4,250円<1万8,000円> | 9,500円<1万2,000円>   |

※ 中小企業において3%以上5%未満増額改定を行った場合、

①：1人当たり1万4,250円<18,000円>加算、②：1人当たり7,600円<9,600円>加算

※ 中小企業において5%以上増額改定を行った場合

①：1人当たり2万3,750円<3万円>加算、②：1人当たり1万2,350円<1万5,600円>加算

※ 「職務評価」の手法の活用により実施した場合、

1事業所当たり19万円<24万円>（大企業の場合、14万2,500円<18万円>）加算



③

健康診断  
制度コース

有期雇用労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合（1事業所当たり）

38万円<48万円>

28万5,000円<36万円>

④

賃金規定等  
共通化  
コース

有期雇用労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合（1事業所当たり）

57万円<72万円>

42万7,500円<54万円>

※ 対象となる有期雇用労働者等1人当たり  
2万円<2.4万円>（大企業の場合、1.5万円<1.8万円>）加算

⑤

諸手当制度  
共通化  
コース

有期雇用労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合（1事業所当たり）

38万円<48万円>

28万5,000円<36万円>

※ 対象となる有期雇用労働者等1人当たり  
1.5万円<1.8万円>（大企業の場合、1.2万円<1.4万円>）加算  
※ 共通化した諸手当2つ目以降につき、1手当当たり  
16万円<19.2万円>（大企業の場合、12万円<14.4万円>）加算

⑥

選択的適用  
拡大導入時  
処遇改善  
コース

労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置の導入に伴い、その雇用する有期契約労働者等について、働き方の意向を適切に把握し、被用者保険の適用と働き方の見直しに反映させるための取組を実施し、当該措置により新たに被保険者とした場合

(1事業所当たり)

19万円<24万円>

14万2,500円<18万円>

※ 賃金の増額割合に応じて、1人当たり以下の通り助成額を加算

2%以上3%未満

1万9,000円<2万4,000円>

1万4,000円<1万8,000円>

3%以上5%未満

2万9,000円<3万6,000円>

2万2,000円<2万7,000円>

5%以上7%未満

4万7,000<6万円>

3万6,000円<4万5,000円>

7%以上10%未満

6万6,000円<8万3,000円>

5万円<6万3,000円>

10%以上14%未満

9万4,000円<11万9,000円>

7万1,000円<8万9,000円>

14%以上

13万2,000円<16万6,000円>

9万9,000円<12万5,000円>

7

短時間  
労働者  
労働時間  
延長コース有期契約労働者等の週所定  
労働時間を5時間以上延長  
し、社会保険を適用した場  
合（1人当たり）

5時間以上延長

22万5,000円&lt;28万4,000円&gt;

16万9,000円&lt;21万3,000円&gt;

労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を1時間以上5時間未満延長した場合でも助成  
※基本給を一定額以上昇給している必要があります。

1時間以上2時間未満

4万5,000円&lt;5万7,000円&gt;

3万4,000円&lt;4万3,000円&gt;

2時間以上3時間未満

9万円&lt;11万4,000円&gt;

6万8,000円&lt;8万6,000円&gt;

3時間以上4時間未満

13万5,000円&lt;17万円&gt;

10万1,000円&lt;12万8,000円&gt;

4時間以上5時間未満

18万円&lt;22万7,000円&gt;

13万5,000円&lt;17万円&gt;

# 新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置による 休暇取得支援助成金のご案内

厚生労働省 都道府県労働局  
助成金の対象期間を延長しました。  
(令和2年12月28日改正)

事業者の皆さまへ  
新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による  
休暇取得支援助成金をご活用ください

▶▶**助成金の対象** 詳細は真実をご確認ください

- ① ①-④の全ての条件を満たす事業主が対象です。
- ①-① 令和2年6月7日から令和3年3月31日までの間に、  
①-② 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、  
休業が認められる妊婦中の女性労働者が対象である有給の休暇制度（年次有給休暇を除き、  
年次有給休暇の賃金相当額の5割以上が支払われるものに限る）を整備し、  
①-③ 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて  
労務上1.適用した事業主であって、  
①-④ 当該休暇を合計して6日以上取得させた事業主

▶▶**助成内容**

対象労働者1人当たり 当該休暇計6日以上20日未満：25万円 ※1事業所当たり20人まで  
当該20日ごとに1.6万円加算（上限額：1,000万円）

▶▶**申請期間**

令和2年6月15日から令和3年5月31日まで  
※雇用保険被保険者の方限定。雇用保険被保険者以外の方への申請はできません。  
※事業主様ごとの申請です。  
事業者の皆さまには、この助成金も活用しつつ、  
妊婦中の女性労働者が休みやすい環境づくりに努め、積極的な配慮をお願いします。

▶▶**申請方法**

支給要件の詳細や具体的な手順、支給申請書のダウンロードはこちらから  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11688.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11688.html)

都道府県労働局 雇用確保・均等部（室）に  
本助成金及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の相談・申請窓口を併設しています。  
※申請受付時間：9時～17時（土・日・祝日、年末年始を除く）  
※お問い合わせ先：1162（東京都）/1163（大阪府）/1164（兵庫県）/1165（奈良県）/1166（和歌山県）/1167（鳥取県）/1168（徳島県）/1169（香川県）/1170（愛媛県）/1171（高知県）/1172（福岡県）/1173（佐賀県）/1174（長門県）/1175（熊本県）/1176（大分県）/1177（宮崎県）/1178（鹿児島県）/1179（沖縄県）

| 都道府県 | 電話番号         | 都道府県 | 電話番号         | 都道府県 | 電話番号         | 都道府県 | 電話番号         |
|------|--------------|------|--------------|------|--------------|------|--------------|
| 北海道  | 011-709-2710 | 東京都  | 03-6863-1100 | 東京都  | 077-523-1190 | 東京都  | 087-811-8824 |
| 東京都  | 017-734-4211 | 神奈川県 | 045-211-7327 | 神奈川県 | 075-241-0504 | 神奈川県 | 089-405-5222 |
| 神奈川県 | 018-404-3010 | 埼玉県  | 055-288-3511 | 埼玉県  | 03-6941-4620 | 埼玉県  | 086-885-5544 |
| 埼玉県  | 022-299-8844 | 千葉県  | 056-432-2728 | 千葉県  | 078-387-0700 | 千葉県  | 082-411-4717 |
| 千葉県  | 018-862-6584 | 東京都  | 076-205-4420 | 東京都  | 0742-32-0210 | 東京都  | 0852-32-7218 |
| 東京都  | 023-424-8228 | 東京都  | 0775-25-0221 | 東京都  | 073-488-1170 | 東京都  | 085-801-0050 |
| 東京都  | 024-536-4828 | 東京都  | 065-225-2651 | 東京都  | 0857-28-1701 | 東京都  | 066-352-2865 |
| 東京都  | 029-277-8295 | 東京都  | 026-223-0551 | 東京都  | 0852-20-7007 | 東京都  | 087-522-4205 |
| 東京都  | 028-423-2795 | 東京都  | 056-245-1550 | 東京都  | 086-224-7628 | 東京都  | 0865-28-8821 |
| 東京都  | 027-864-4730 | 東京都  | 054-254-4320 | 東京都  | 082-221-0247 | 東京都  | 080-222-8440 |
| 東京都  | 048-600-6210 | 東京都  | 052-857-0212 | 東京都  | 083-995-0390 | 東京都  | 088-868-4403 |
| 東京都  | 043-306-1860 | 東京都  | 059-261-2976 | 東京都  | 089-622-2718 |      |              |

▶▶**お問い合わせ**

※お問い合わせ先は、都道府県労働局から、助成金の相談について電話等で勤務することはありません。  
また、相談は、口頭で他の個人情報を漏入の方に電話等で問い合わせることはありません。

厚生労働省 都道府県労働局雇用確保・均等部（室）



## ▶▶ 助成金の対象

①～③の全ての条件を満たす事業主が対象です。

✓ 令和2年5月7日から令和3年3月31日までの間に

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る)を整備し、
- ② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知した事業主であって、
- ③ 当該休暇を合計して5日以上取得させた事業主

## ▶▶ 助成内容

対象労働者1人当たり 有給休暇計5日以上20日未満：25万円 \*1事業所当たり20人まで  
以降20日ごとに15万円加算(上限額：100万円)

## ▶▶ 申請期間

令和2年6月15日から令和3年5月31日まで

\* 雇用保険被保険者の方用と、雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。

\* 事業所単位ごとの申請です。

事業主の皆さまには、この助成金も活用しつつ、  
妊娠中の女性労働者が休みやすい環境づくりに努め、積極的な配慮をお願いします。

